

内外無差別な卸売における エリア内限定供給について

2025年2月28日

第6回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい内容

1. 第84回電力・ガス基本政策小委員会（2024年12月開催）（以下、電ガ小委）において、新たな課題・ニーズへの対応として、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割まで）について、エリア制限などの条件を付与することを認める」としてはどうかとの提案がなされた。
2. この議論を受け、内外無差別な卸売取引に関する評価を所掌する電取委において、エリア内限定供給の取扱いについて、内外無差別性の担保との両立の観点から、具体的な評価の考え方を検討する必要がある。本日は、エリア内限定供給の考え方・事後フォローアップの方向性について御議論いただきたい。

エリア内限定供給 基本的な考え方（案）

1. 第84回電力小委において「標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割までについて、エリア制限などの条件を付与することを認める」と整理された。
2. 他方、4ページ目に示すとおり、エリア内供給制限を設ける場合、その設定値と当該エリアの新電力シェアの大小関係によっては、内外無差別上の懸念が生じる蓋然性が変化する（例えば、新電力シェア以上にエリア内供給制限を設定し、相対交渉で販売した場合、新電力シェアを超えた部分については、実質的に旧一電等の自社小売のみが購入可能となり、自社小売は新電力よりも有利な状況で交渉できる、といった事象が生じ得るなど）。このため、エリア内供給制限を設定するとしても、その多寡によっては内外無差別に係る評価について軽重を設けるといった措置が必要ではないか。
3. その際、発電事業者と小売事業者との間でなされる相対卸には、主に、①一律価格での販売、②入札制、③ブローカー制、④相対交渉といった4つの販売方法がある。この点を踏まえ、その販売方法の違いについても考慮しつつ、精査する必要があると考える。

エリア内限定供給に係る懸念と対応の方向性（案）

販売方法			ブローカー制	入札制	相対交渉	一律価格
			第三者プラットフォームであるブローカーを通じて売買を行う。（買い手を決めるのはブローカー）	発電事業者が公募を行い、最も条件の良い小売電気事業者を落札者とし、販売する。	発電事業者と個々の小売電気事業者との間で個別の条件により契約する。	発電事業者が価格を一律に設定した上で公募し、購入希望意思を示した小売電気事業者に対して販売する。
エリア内供給制限の設定値	(ケース1) 新電力シェア以下の場合	懸念点	・無し（他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない）	・無し（他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない）	・無し（他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない）	・購入希望量を基にプロラタで配分する場合であって、購入希望量に上限を設けない場合、実質的に自社小売に有利となる場合がある。※3
	(ケース2) 新電力シェア以上の場合 ※1	懸念点	・売れ残り分について、事後的に価格を下げるような販売方法を取る場合、圧倒的な需要を持つ自社小売は安価に購入可能。	・新電力は、エリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に比して、高い価格で入札しなければ落札できない蓋然性が高い。	・エリアで圧倒的な需要を持つ自社小売は、新電力よりも有利な条件で交渉できる蓋然性が高い。	
		対応例 ※2	恣意的な価格設定ではなく、市況の変動に合わせた価格設定を行う。	全落札者が、最も有利な条件の落札者と同条件で購入可能とするといった MFN（Most Favored Nation Treatment）条項を適用。（他方、量等が異なる中、条件設定に課題あり）	量等の条件毎に価格が固定された表（星取表）から、小売が選択することで、売先によらず価格が一律に決定される方法で交渉。	

- エリア内供給制限の設定値が**新電力シェア以下の場合**、一律価格による販売方法を除き、他の内外無差別の条件を満たす限り、**懸念は生じない**。一律価格での販売については、**新電力シェア以下に設定した場合でも、販売方法によって、実質的に自社小売に有利**。
- 他方、エリア内供給制限の設定値が**新電力シェア以上の場合**、販売方法によっては、**実質的に自社小売に有利な条件になる**。

※1 第84回電力小委において、標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割までの範囲で、エリア内限定供給を行うことを認めると整理された。

※2 あくまで例示であり、事業者の創意工夫により、エリア内限定供給に係る懸念が生じないような方法で販売することを妨げるものではない。

※3 例えば、自社小売のエリア需要が募集量を超えており、当該募集量を満たすエリア需要を持つ新電力がない場合、自社小売がエリア需要を大きく超える量で購入希望を出すことで、新電力の購入量が新電力シェア以下に圧縮される。

エリア内限定供給に係る事後フォローアップの方向性（案）

1. エリア内限定供給に係る懸念を踏まえ、エリア内供給制限を付した電力量が新電力シェア以下（厳密には、当該エリアにおける前年度（シェアが確定していない場合は前々年度も可）の新電力の販売量以下）の場合、一律価格で販売する場合を除き、エリア内供給制限を付与したこと自体について内外無差別上の観点から問題はないと扱ってはどうか（いわゆる、セーフハーバー）。
2. それ以外の場合においては、発電事業者の工夫次第では、内外無差別上の問題が生じないケースもある。したがって、事後のフォローアップを充実させ、その中で販売方法の適切性について、事業者の説明や証憑類の提出を求め、確認することとしてはどうか。

エリア内限定供給に係る事後フォローアップの方向性（案）

- 事後フォローアップの方向性及び確認プロセス等は以下のとおり。

凡例 ○：内外無差別上の問題はない（セーフハーバー）
▲：売り方次第では、内外無差別上の問題は生じない
※内外無差別な卸売の評価（◎、○、×）とは無関係

販売方法		ブローカー制	入札制	相対交渉	一律価格
エリア内供給制限の設定値	(ケース1) 新電力シェア 以下の場合	懸念点 無し（他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない）	○ 無し（他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない）	○ 無し（他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない）	購入希望量を基にプロラタで配分する場合であって、購入希望量に上限を設けない場合、実質的に自社小売に有利となる場合がある。※3
	(ケース2) 新電力シェア 以上の場合 ※1	懸念点 売れ残り分について、事後的に価格を下げるような販売方法を取る場合、圧倒的な需要量を持つ自社小売は安価に購入可能。	▲ 新電力は、エリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に比して、高い価格で入札しなければ落札できない蓋然性が高い。	▲ エリアで圧倒的な需要を持つ自社小売は、新電力よりも有利な条件で交渉できる蓋然性が高い。	
		対応例 ※2 恣意的な価格設定ではなく、市況の変動に合わせた価格設定を行う。	全落札者が、最も有利な条件の落札者と同条件で購入可能とするといった MFN（Most Favored Nation Treatment）条項を適用。（他方、量等が異なる中、条件設定に課題あり）	量等の条件毎に価格が固定された表（星取表）から、小売が選択することで、売先によらず価格が一律に決定される方法で交渉。	

※▲の場合は、事後のフォローアップにおいて確認を行う中で、販売方法の適切性についても事業者の説明を求める。

事後フォローアップ時の確認項目 ・ 確認プロセス 赤字下線は現行にはない 評価の際の確認の視点	- 確認項目15★：エリア内供給制限 - 確認観点J：ブローカー制に特有の確認項目 - 取引ログ等の開示要求 - 価格設定、買い手の情報に係る説明要求	- 確認項目15★：エリア内供給制限 - 確認観点I：入札制に特有の確認項目 - 証憑の追加提出	- 確認項目15★：エリア内供給制限 - 確認観点K：相対交渉に特有の確認項目（例：確認項目28） - 証憑の追加提出	- 確認項目15★：エリア内供給制限 - 確認観点H：一律価格（体系）での販売に特有の確認項目 - 購入希望量の上限の設定有無の確認
---	---	--	---	--

※1 第84回電力小委において、標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割までの範囲で、エリア内限定供給を行うことを認めると整理された。
※2 あくまで例示であり、事業者の創意工夫により、エリア内限定供給に係る懸念が生じないような方法で販売することを妨げるものではない。
※3 例えば、自社小売のエリア需要が募集量を超えており、当該募集量を満たすエリア需要を持つ新電力がない場合、自社小売がエリア需要を大きく超える量で購入希望を出すことで、新電力の購入量が新電力シェア以下に圧縮される。

評価基準改定案（確認項目15）

現行記載	改定案
・ 確認観点 F：エリア内限定の供給等 ➤ 確認項目 15★：卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか ◇評価基準 ◎評価：社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がない ○評価：合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件があることは確認されなかった ×評価：合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件がある	・ 確認観点 F：エリア内限定の供給等 ➤ 確認項目 15★：卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか ◇評価基準 ◎評価：社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がない。または、社内外の卸契約ともに、エリア内供給を前提とした条件があったとしても、その条件が実質的に自社小売に有利となっていない。 ○評価：社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件があり、その条件が、実質的に自社小売に有利な条件となる合理的な理由が確認された。 ×評価：◎及び○以外

評価基準改定案（確認項目15）

現行記載	改定案
◇評価に当たっての留意事項 ✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。 ✓ エリア需要による上限の設定や保有電源の控除等については、自社小売に実質的に有利な条件となるため、内外無差別が担保されているとは評価できない。	◇評価に当たっての留意事項 ✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。 ✓ エリア需要による上限の設定や保有電源の控除等については、自社小売に実質的に有利な条件となるため、内外無差別が担保されているとは評価できない。 ✓ エリア内供給制限を付与する場合であって、一律価格で販売する場合を除き、その制限を付与する量について、①新電力シェア以下の卸取引量に設定する場合、原則として、同条件を付与したことをもって内外無差別上の問題があるとはしない。他方、②新電力シェア以上の卸取引量に設定する場合、事後のフォローアップにおいて確認を行う。一律価格で販売する場合は、事後のフォローアップにおいて確認を行う。 ✓ なお、第84回電力・ガス基本政策小委員会（2024年12月開催）において、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割まで）について、エリア制限などの条件を付与することを認める」と整理されている。

付随する論点

- 1.5ページ目のとおり整理すると、同一エリアにおいてコミットメントを行う旧一電等が複数存在する場合（具体的には、JERA、東電HD/RP、中電HD）、当該旧一電等にとってセーフハーバーとなる相対卸の販売電力量について、新電力の販売量を基に如何に按分して設定すべきか、といった議論が生じる。
- 2.この点については、上記に該当する旧一電等のセーフハーバーとなる販売電力量については、当該エリアにおける前年度（シェアが確定していない場合は前々年度も可）の新電力の販売量を前年度（もしくは前々年度）の各社の公表済み卸販売電力量の比率で按分し算出することとしてはどうか（ただし、JERAについては2つのエリアに跨がることから、それぞれのエリアにおいて、按分に用いる卸販売電力量を算出する際は、中部と東京両エリアにおける小売販売電力量を用いて、同社全体の卸販売電力量を按分して算出することとする）。

付随する論点への対応例

- 同一エリアにおいてコミットメントを行う旧一電等が複数存在する場合、各社にとってのセーフハーバーとなる販売電力量の算定イメージは以下のとおり。（これは、あくまで例示であり、事後のフォローアップの際、該当する旧一電等に対して、その値の合理性について説明を求める。この観点から、算定に用いる情報については、公表値を用いることとする）

■α年度向け商品についてセーフハーバーとなる販売電力量の算定イメージ

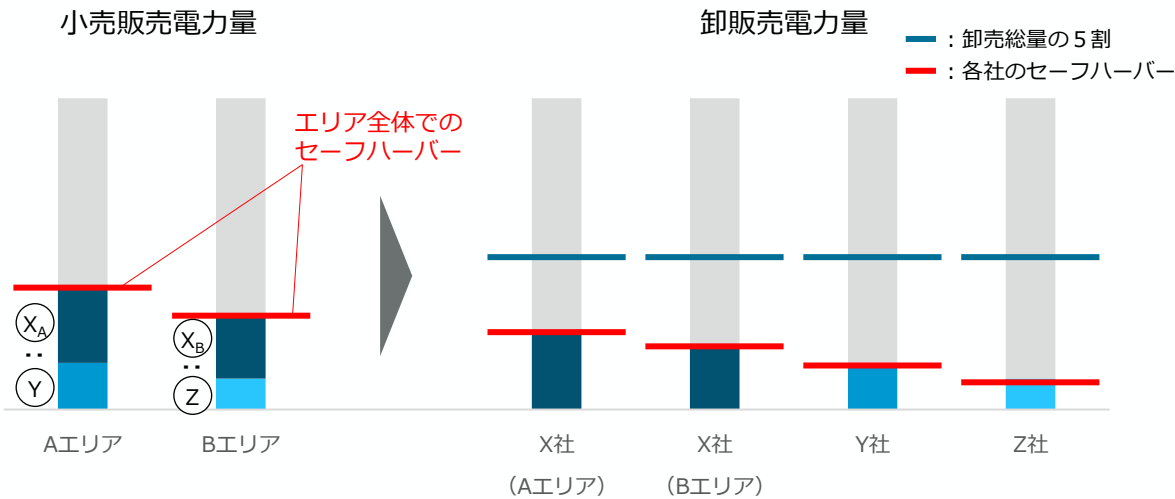
算定に用いる情報					
カテゴリー	エリア/事業者	データ種別	年度※2	単位	数値
小売	Aエリア	販売電力量	α-1	kWh	E_A
		新電力シェア	α-1	%	S_A
	Bエリア	販売電力量	α-1	kWh	E_B
		新電力シェア	α-1	%	S_B
卸売	X社(Aエリア/Bエリア)※1	販売電力量	α-1	kWh	X
	Y社(Aエリア)	販売電力量	α-1	kWh	Y
	Z社(Bエリア)	販売電力量	α-1	kWh	Z

※1 2つのエリアに跨がってコミットメントを行う旧一電等は、同社全体の卸販売電力量を按分し、各エリアでの卸販売電力量を算出する。

Aエリア分： $X_A = X \times E_A / (E_A + E_B)$

Bエリア分： $X_B = X \times E_B / (E_A + E_B)$

※2 前年度もしくは前々年度の数値のどちらを用いるかについては、事業者の判断とする。



各社にとってのセーフハーバー

X社 (Aエリア) : $\frac{E_A \times S_A}{\text{エリア全体でのセーフハーバー}} \times \frac{X_A}{(X_A + Y)}$

X社 (Bエリア) : $E_B \times S_B \times \frac{X_B}{(X_B + Z)}$

Y社 : $E_A \times S_A \times \frac{Y}{(X_A + Y)}$

Z社 : $E_B \times S_B \times \frac{Z}{(X_B + Z)}$

※1 エリア全体でのセーフハーバーは、当該エリアにおける前年度（もしくは前々年度）の各社の卸販売電力量で按分

今後のスケジュール

本日頂いた御意見を踏まえ、次回以降の制度設計・監視専門会合において、エリア内限定供給に係る「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」の改定案を御確認いただきたい。

その上で、第3回制度設計・監視専門会合以降に御議論いただいた内容（子会社の対象外電源の考え方）を含めて委員会に報告し、上記文書の改定プロセスを進めていく。